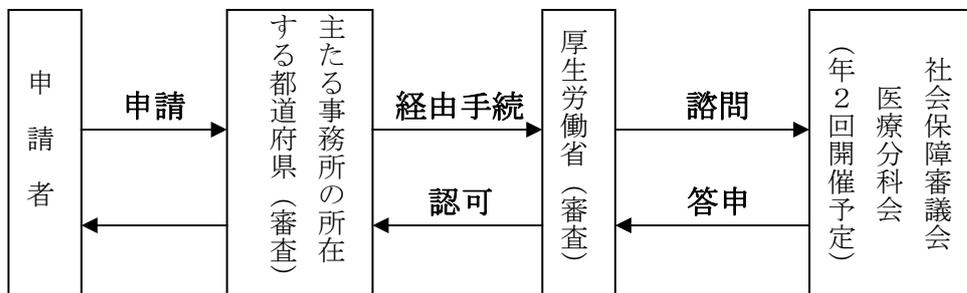


社会保障審議会医療分科会（医療法人関係）について

社会保障審議会令第5条第1項において、社会保障審議会に医療分科会を設置すること、さらにその所掌事務として、「医療法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること」が規定されている。

具体的には医療法第68条の2第1項の読替により、2以上の都道府県にまたがる医療法人につき、設立認可及びその取消、解散認可、業務停止命令、社会医療法人の認定及びその取消等を行うに当たり意見を述べることである。

今後、社会保障審議会医療分科会は年度を通して2回、7月と1月に定期的
に開催する予定としている。



※ 申請書類の提出締切は社会保障審議会医療分科会の開催月の概ね4ヶ月前である。

※ 申請書類の提出先は主たる事務所の所在する都道府県になるので詳細は都道府県担当部局へお問い合わせ下さい。